

## 新たな「宇都宮市中心市街地活性化基本計画」策定について

### 1 策定の目的

本市においては、平成11年に「宇都宮市中心市街地活性化基本計画」を、さらにその計画の実現化を目指し、「宇都宮市都心部グランドデザイン」（以下、「グランドデザイン」という。）を策定し、JR宇都宮駅東口周辺整備や歴史軸整備等の戦略プロジェクトに取り組んできたところである。

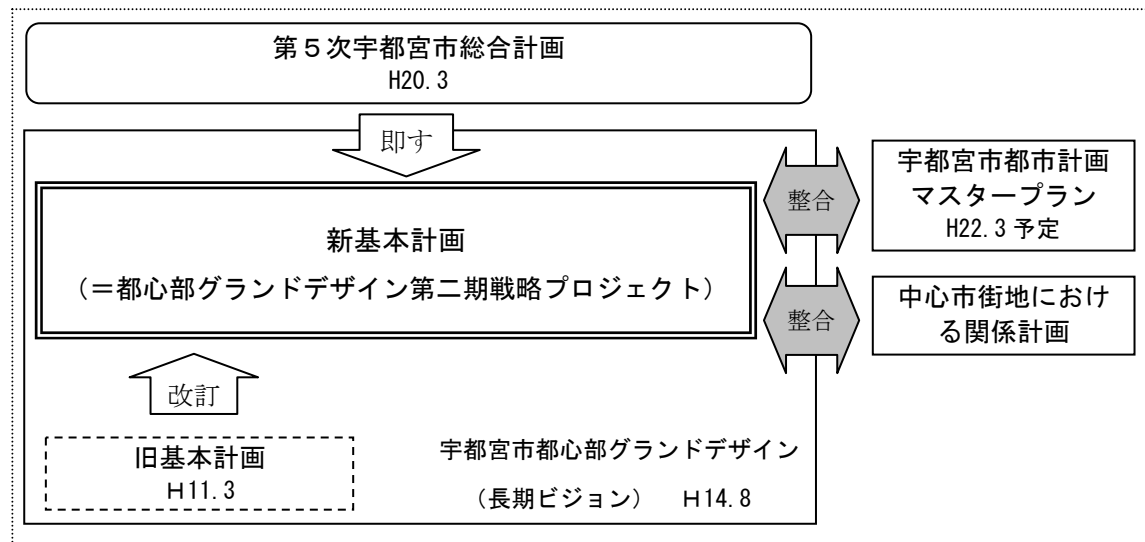
しかしながら、中心市街地における人口減少や小売業販売額の減少、さらには中心市街地における都市機能の更新など、中心部の活力向上への新たな取組が課題となっている。

このようなことから、国における法改正とあわせ、新基本計画をグランドデザインの第二期戦略プロジェクトとして位置づけ、ネットワーク型コンパクトシティの都市拠点として、さらには『50万都市宇都宮』の中核としての拠点性向上に資することを目的に策定する。

### 2 計画の位置づけ

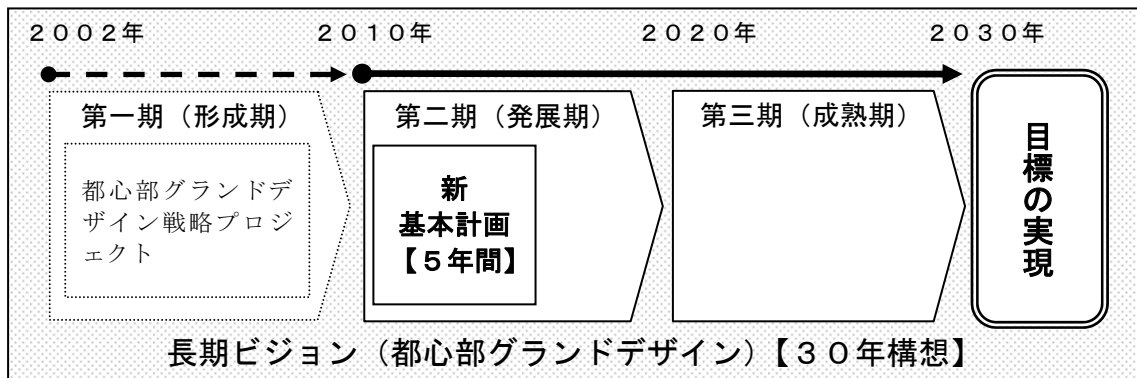
#### (1) 関係計画との位置づけ

- ・ 「中心市街地の活性化に関する法律」第9条に基づいて策定する「新基本計画」
- ・ 「第5次総合計画」に即し、「ネットワーク型コンパクトシティ」の中核となる都市拠点の形成実現を目指す
- ・ 現在策定中である「(仮称)第2次宇都宮市都市計画マスタープラン」と整合を図る



#### (2) グランドデザインと新基本計画の関係

- ・ 中心市街地におけるまちづくりの長期ビジョンであるグランドデザインの第二期戦略プロジェクトとして位置づける。



### 3 計画期間

平成22年度（2010年4月）から平成26年度（2015年3月）までの5年間。

### 4 検討内容

- (1) 旧基本計画の評価，市民ニーズ把握，客観的データ分析
- (2) 中心市街地の区域
- (3) 数値目標設定およびその達成に資する事業計上

### 5 新基本計画の効果と影響

- (1) 効果
  - ・ 官民一体となった中心市街地活性化事業の推進
  - ・ 補助金等による国の支援 等
- (2) 影響
  - ・ 準工業地域（全市域）における大規模集客施設の立地規制 等

### 6 新基本計画の策定体制について

- (1) 庁内検討組織
  - (2) 庁外組織等
- } 別紙1参照
- (3) 市民意見の反映・周知等
    - ① 市民意向調査の実施
    - ② 宇都宮市中心市街地活性化協議会（仮称）との意見調整
    - ③ 新基本計画素案におけるパブリックコメントの実施

### 7 今後のスケジュール

平成20年	12月	新基本計画策定委員会の設置 新基本計画策定方針の策定
平成21年	1月～	中心市街地活性化協議会設立準備会発足（協議会委員の選定等）
	4月	中心市街地活性化協議会設立
	9月	新基本計画素案の策定
	10月	パブリックコメントの実施
	12月	中心市街地活性化協議会からの意見，新基本計画案の策定 特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の決定・条例制定
平成22年	1月	認定申請
	3月	認定